

令和元年より、介護人材確保のための取り組みを一層進めるべく、経験技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進めるために「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。当施設では、下記のとおり取り組んでいます。

記

①介護職員等特定処遇改善等加算の取得状況

1. 算定する加算 介護職員等特定処遇改善加算 加算（Ⅰ）
2. 支給方法 毎月の給与
3. 支給する手当 特定処遇手当

②賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容

1. 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実
2. 年次有給休暇の取得推進
3. 中途採用者（転職者、主婦層、中高年齢者等）に配慮した勤務シフト、短時間正規職員制度の確立
4. 介護福祉士受験資格取得のための「実務者研修」費用の貸付と当該貸付返済免除制度